

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 住民税非課税世帯に対する給付金を受給されている方については、対象外です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

町が申請書を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

予期せず家計が急変したことで令和4年1月～12月の収入が減少し、**世帯全員が住民税非課税相当**の収入となった世帯
(家計急変世帯)

申請が必要です

申請期間：令和5年1月31日（火）まで

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】南伊豆町役場ホームページ、福祉介護課窓口



詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

<早見表>南伊豆町

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

収入が減少することが、あらかじめ
明らかな月の収入減少により給付を
申請した場合、不正受給（詐欺）に
問われる場合があります。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書及び申立書に必要事項を記入して、添付書類とともに、町の窓口
に直接または郵送でご提出ください。

【主な添付書類】※申請者により、添付書類が異なります。詳しくはご相談ください。

①申請・請求者本人確認書類の写し

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し）

②申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（戸籍謄本、住民票等の写し）

③令和4年1月1日以降、複数回転居した方は、戸籍の附表の写し

④受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードの写し）

⑤簡易な収入（所得）見込額の申立書

⑥「令和4年度市町村民税非課税証明書」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる
書類の写し（給与明細書、年金振込通知書、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額のわかる書類の写し）



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

南伊豆町役場
福祉介護課

 **0558-62-6233**

受付時間 平日 8:30~17:15